

子どもと本をつなぐまち 学都松本子ども読書活動推進計画



平成 25 年 10 月
松本市教育委員会

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・	1
第1章 計画策定にあたって		
1 計画策定の背景	・ ・ ・ ・ ・	2
2 松本市の子ども読書活動推進の経過	・ ・ ・ ・ ・	2
3 計画策定の趣旨	・ ・ ・ ・ ・	4
4 計画の位置付け	・ ・ ・ ・ ・	5
5 計画の期間	・ ・ ・ ・ ・	5
第2章 子ども読書活動の現状と課題		
1 地域・家庭における子ども読書推進活動	・ ・ ・ ・ ・	6
2 保育園・幼稚園・学校における子ども読書推進活動	・ ・ ・	8
3 市立図書館における子ども読書推進活動	・ ・ ・ ・ ・	10
4 連携による子ども読書推進活動	・ ・ ・ ・ ・	11
第3章 計画の基本的方針		
1 基本方針	・ ・ ・ ・ ・	12
2 子どもの自主的な読書活動を支える3本の柱	・ ・ ・ ・ ・	12
第4章 取組みの展開		
1 子どもが読書に親しめる環境づくり	・ ・ ・ ・ ・	13
2 子ども読書活動を広め、支える人を育てる	・ ・ ・ ・ ・	17
3 連携のための体制づくり	・ ・ ・ ・ ・	18
第5章 計画の推進に向けて		
1 啓発・広報の充実	・ ・ ・ ・ ・	20
2 計画の遂行に向けた組織体制	・ ・ ・ ・ ・	20

はじめに

松本市は、教育委員会が中心になって「学都松本」の実現をめざしています。

それは、誰もが、自らを途上にある者として、生涯にわたって学び続けることができる環境を整え、市民一人ひとりが自分らしく充実して生きることができるまちづくりを実現することです。

これは、松本市が松本市総合計画において目指すべき将来の都市像として掲げ、平成25年3月に宣言した「健康寿命延伸都市宣言」の基本理念である、市民一人ひとりの命と暮らしを尊重し、誰もが健やかにいきいきと暮らしていくことを根底から支えることでもあります。

超少子高齢型人口減少社会の中にあって、松本市の将来を支えていくのは、子どもたちです。本年、松本市は「子どもの権利に関する条例」を制定しました。子どもたちは、どの子も命と健康が守られ、愛され、大切に育まれ、認められなければいけません。同時に、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう、大人や社会は支援を行い、子どもの権利の保障に努めることが求められています。

松本市の将来を担う子どもたちが、健やかにいきいきと暮らすことのできるまちをつくるのが、私たち市民の共通の願いです。そして子どもたちも「学都松本」の市民の一人として、いきいきと健やかに育っていった欲しいと私たちは願っています。

松本市においては、明治24年、旧開智学校の中に、現在の中央図書館の前身となる開智書籍館が開設された歴史を持っています。戦後には、昭和30年代の読書会活動の高まりを背景に、子どもたちに良い本を手渡したいという母親たちの「子ども文庫」やそれを受け継いだ「松本地域子ども文庫・おはなしの会連絡会」の活動があります。また、現在も地域、家庭、学校、図書館などで、多くの方々による子ども読書活動が行われています。

子どもが自ら進んで読書して欲しい、読書の楽しみを知って読書習慣を身につけて欲しいという願いに根ざした活動を進めることは、「学都松本」をめざし、市民生きいき活動をより発展させる重要な柱の一つです。子どもたちを取り巻く、より多くの大人たちが読書に関心を持ち、その意義を理解し、読書活動を進める環境を作っていく必要があります。

私たちは、将来を担う子どもたちの幸せを願い、子どもたちが自主的に読書を通して学びながら、生きいきと暮らしていくことができる環境をつくるとともに、子どもたちや、子どもたちを支える活動を行う多くの方々の相互交流を深め、連携を強めながら、共に学び成長し、次代に繋げていくために、「学都松本子ども読書活動推進計画」を策定し、実行していきます。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

国は、平成11年に読書の持つ計り知れない価値を認識して、国を挙げて子どもの読書活動を支援するため、翌年の平成12年を「子ども読書年」とする決議をしました。また、子どもの読書推進をさらに進めていくため、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「法律」という。）を制定し、法律の定めに基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。現在は平成25年5月に策定された第三次の計画に基づく取組みを推進しています。

長野県においても国の計画を受けて、平成16年4月に「長野県子ども読書活動推進計画」を策定し、平成21年3月には、今後5年間の総合的な施策の方向性を示す「第2次長野県子ども読書活動推進計画」が策定されています。

子どもの読書活動は、法律第2条の基本理念にあるように、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

松本市は、本年「子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めることを規定しました。松本市の将来を担う子どもたちが健やかにいきいきと暮らすことのできるまちをつくることは、私たち市民の共通の願いであります。そのためにも、子どもたちが読書の喜びを感受し、読書習慣をつけて将来にわたっていきいきと暮らす力を身につけられるよう、読書環境を整え、子どもが自ら読書するための施策を計画しました。

2 松本市の子ども読書活動推進の経過

松本市では、戦後早い時期から読書会活動が行われてきました。読書会は、昭和27年に青年団幹部講習会をきっかけとして始まったと言われています。昭和33年には市内に30団体に及ぶ読書会があり、「松本市読書会連絡会」が結成され、事務局が当時の市立松本図書館に置かれました。当時の小笠原忠統図書館長は、「いかに多くの人を読書に接近させるか」を課題とし、グループの力で読書の習慣化と読書力の養成を成功させようと、何より楽しく集まることに工夫を凝らしたと言われています。この読書会活動は、市内だけでなく長野県下にも広まっていきました。

こうした読書活動を背景として、松本市では子どもたちに対してもより良い読書環境を提供するために、早くから様々な立場の方々が読書活動推進のための活動を行ってきました。

(1) 「子ども文庫」の誕生

昭和49年に市内初の「子ども文庫」が誕生しました。子どもたちに良い本を身近な場所で手渡したいという母親の願いで始められたもので、その後次々と市内の各地区に子ども文庫が誕生しました。

昭和51年には、市立松本図書館に事務局を置く民間団体である「松本地域子ども文庫連絡会」が発足しました。図書館は、本の貸出のほか子どもの本に関わる共催事業を行い、活発な連携活動を行いました。子どもたちに良い本を手渡したいという思いを持つ母親たちの輪はさらに広がり、10年後の昭和59年には、市内23カ所に「子ども文庫」が設立され、活動していました。

※子ども文庫

民間の個人やグループが自由に設置し、児童書を集め、地域の子どもたちに貸出、読み聞かせ、おはなし会などを行う小規模図書館です。

(2) 図書館への児童室設置を契機とした子ども読書推進活動

昭和42年開館の「市立松本図書館」（現在の中央図書館の前身）には児童室を設置し、児童図書の充実を進めました。昭和56年6月からは職員による絵本の読み聞かせや紙芝居を行う「おはなし会」を定期的を実施するようになりました。

昭和54年には、子どもの本に重点を置くという運営方針のもとに図書館分館第一号の「あがたの森図書館」が開館しました。予想を超える利用があり開館数日後には児童書が書架から無くなったという逸話が残っています。そこで、図書館では児童書の購入予算を増額し、児童書をさらに充実させていきました。また、公民館や文化会館との複合施設という人と場所の利点を生かし、子どもの本を題材にした多彩な講座や講演会が開催され、多くの母親たちが受講し、多くのサークルが誕生しました。

このように身近な場所での図書館体験が、新設の西部公民館に図書館分館設置を願う母親たちの署名運動となり、昭和59年には西部公民館図書室が誕生し、平成2年には蔵書や職員を充実させた図書館分館となりました。

これを契機として松本市は、多くの市民が図書館を利用できるよう生活の身近な場所に分館を設置することとし、市内全域への図書館網の整備を進めていきました。市内の各分館では、あがたの森図書館や西部図書館の実績に基づき、蔵書における児童書の割合を高め、子どもが利用しやすい環境づくりに努めました。

※読み聞かせ

子どもたちに対して、本を読んで聞かせること。絵本の絵を見せながら行うのが一般的ですが、物語を朗読するだけの場合もあります。

※おはなし会

子どもたちに、絵本の読みきかせやストーリーテリング（お話を覚えて語り聞かせる）紙芝居、手遊び、わらべうたなどを行う会です。

※公民館

本計画では、松本市が35地区に設置している地区公民館を公民館と表記します。

（３）その後の子ども読書推進活動

松本市は、平成13年4月からブックスタート事業を開始しました。絵本を通して親子が触れ合う時間を持つとともに、家庭での読書の習慣が形成されることを願い、10カ月健診時に図書館職員が選んだ5冊の絵本から1冊をプレゼントしています。

幼稚園や保育園では、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づいて、絵本や物語を読む楽しさを子どもたちに伝えるために読み聞かせの活動が活発に行われています。平成21年には「安心こども基金文庫事業」を活用して本を購入し、読み聞かせや貸出のさらなる充実を図りました。

図書館分館が整備されるにつれ、子ども文庫の数は減っていきました。一方、図書館や公民館の講座から生まれた読み聞かせのグループは、地域で活発に活動するようになり、その数も増えました。そこで平成20年には「松本地域子ども文庫連絡会」が再編成され、「松本地域子ども文庫・おはなしの会連絡会」として新たに発足しました。同会は今までどおり図書館に事務局を置き、子どもと本をつなぐ幅広い活動を地域で積極的に行っています。

このように、多くの場所で様々な立場の人たちが、法律が示している子どもの健やかな成長に資するための読書活動を実践してきました。

※ブックスタート事業

乳児を持つ親が、本を読み聞かせながら、赤ちゃんと楽しいひと時を持っていただくことを目的として、10カ月乳幼児健診時に絵本をお配りするものです。

3 計画策定の趣旨

松本市は、第9次総合計画において、「健康寿命延伸都市・松本」を実現するため、「子どもの可能性が広がるまち」を目指し、子どもを取り巻く教育環境や地域環境を充実し、子どもが地域の中で夢と希望を持って学ぶことができるまちをつくることを目指しています。

また、前述のように、松本市ではこれまで子どもの読書活動推進のための様々な活動が行われてきており、現在は、誰もが生涯にわたって学び、自分らしく充実して生きることのできるまち「学都松本」の実現をめざすとともに、「まつもと市民生きいき活動」に取り組んでいます。

松本市は、法律の目的である「子どもの健やかな成長」を目指すとともに、市民一人ひとりが命と暮らしを尊重し、いきいきと暮らす「健康寿命延伸都市・松本」の創造を図る取組みのひとつとして、子どもの読書活動を一層推進し、子どもたちが心をみがき育て、生きいきと自主的に読書することのできる環境を整えるための「学都松本子ども読書活動推進計画」を策定します。

計画の策定に当たっては、松本市の特色を十分に生かし、以下の事項に重点を置き、家庭、地域、学校、図書館等が連携して進めるような体制をつくる計画とします。

- (1) 中央図書館と10分館のネットワーク網による図書館全域サービスを活用した、充実した魅力ある資料の提供、自主的な読書ができるためのより良い環境の整備、児童サービスや資料に精通した職員体制の確立
- (2) 公民館などの施設と図書館分館との複合施設という利点を生かした、子どもと本を結びつける事業の充実
- (3) 各施設・関係各機関等での子どものライフステージに合った読書活動の推進
- (4) 図書館、学校図書館、各児童施設、「松本地域子ども文庫・おはなしの会連絡会」等の団体、関係機関等の連携の一層の強化
- (5) 子ども読書活動推進計画を推進するための組織（（仮称）「子ども読書活動推進委員会」）の設置
- (6) 子どもの読書活動を推進するための様々な情報発信

4 計画の位置付け

本計画は、法律第9条第2項の規定に基づき策定するものです。「松本市総合計画」を始めとして、「松本市教育振興基本計画」、「松本市生涯学習基本構想」、「松本市次世代育成支援行動計画」、「松本市子どもの権利に関する条例」等の共通理念である、子どもの健やかな成長を願い、子どもが主体的に考え、学び、生きいきと活動することができるような支援策を本計画で策定し、関係機関と連携・協働して子どもの権利の実現を推進するための計画とします。

※ 法律では、「子ども」とはおおむね18歳以下の者をいいます。この計画でも「子ども」の定義はこれに準じ、対象となる年齢はおおむね18歳以下とします。

5 計画の期間

この計画の実施期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

第2章 子ども読書活動の現状と課題

1 地域・家庭における子ども読書推進活動

(1) 保健センター

本市では、子どもの健やかな成長を願って、10カ月健診時に市内4カ所の保健センターと図書館の連携により絵本を1冊贈るブックスタート事業を行い、絵本を通して赤ちゃんと大人がふれあう機会を提供しています。

また、1歳6カ月健診時には保育士による絵本・紙芝居の読み聞かせや手遊びを実施しています。3歳児健診では、中央及び北部保健センターの2カ所で、ボランティアや図書館職員による対象児への読み聞かせ事業を実施しています。

今後は、南部及び西部の各保健センターにおいても実施できるように拡大を図ること、また、これまでのブックスタート事業の効果の検証を行うことが課題となっています。

(2) こどもプラザ（子育て支援センター）

市内4カ所のこどもプラザでは、絵本に関する講座や行事を開催する他、ほぼ毎日読み聞かせの時間を設けています。平成21年度には読み聞かせする絵本を貸し出すために「安心こども文庫」を設置しました。これによりプラザ利用者や地域の方への絵本の貸出が可能となり、本に親しむ機会が増えています。

今後は、乳幼児とその家族がより一層良質な本とふれあう場を作っていくために、他の関係機関とも連携していくことが必要です。

※安心こども文庫

子どもへの読み聞かせを目的とする絵本の貸出で、市内のこどもプラザ、保育園に設置しており、市内に居住する方であれば誰でも無料で利用できます。

(3) 児童館・児童センター

児童館・児童センターでは、図書のコーナーが設置されています。そのため、日頃から子どもたちが本と親しむ機会が多く、行事の際にはボランティアの方による読み聞かせや紙芝居を開催する等、読書活動の推進にも取り組んでいます。

また、未就園児の親子の交流の場として館内で実施している「つどいの広場」では、読み聞かせのほかにも人形劇やパネルシアターを開催する等、幼い時期から本へ興味を持つような取り組みをしています。

今後は児童図書資料の一層の充実を図るとともに、つどいの広場での活動を通じ、親子での交流を深め、家庭での読書、読み聞かせの広がりにつ

なげるような支援の拡大が必要です。

※つどいの広場

保育園や幼稚園に入っていない未就園児が、親子で気軽に集い、語り合ったり、情報交換や交流等を行う場所を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を市内の児童館、児童センター等14カ所で実施するものです。

※パネルシアター

布地を張ったパネル板を舞台として、不織布で作った人形や背景の絵を貼ったり、外したり、移動したりしながら、物語を演じる人形劇です。

(4) 公民館

本市の多くの公民館は、地域住民が直接公民館の企画運営に参加する公民館専門委員会として「図書視聴覚委員会」を設置しています。

公民館と図書視聴覚委員は、地域の団体と協働し、子ども・親子を対象とした本に親しむ集い・行事等、読書普及に向けた各種事業を行っています。

特に、乳幼児期から発達段階に応じて、本に親しむ環境づくりとして、子育て学級や家庭教育学級の中で、親子が読書の楽しさを知るきっかけづくりを行っています。

さらに、現在、読書普及に向けたボランティアの育成事業として、地域で活動する読み聞かせサークルによる情報交換会の事業も取り組みはじめています。今後一層地域に浸透した読書活動の展開が必要です。

(5) 市民グループによる読書活動

子どもの読書活動を推進する上で、市民グループやボランティアの活動は、欠かすことの出来ない重要なものです。

本市では、学校や公民館、図書館、病院など様々な場所で、個人や読み聞かせグループによる読み聞かせが盛んに行われています。

中央図書館に事務局を置く「松本地域子ども文庫・おはなしの会連絡会」には、読み聞かせボランティアグループ15団体が所属しており、団体ごとの活動だけでなく、団体が一堂に会して「おはなし祭り」を毎年開催し、おはなし会や工作コーナーなどに多くの親子が参加しています。また、ボランティアの養成と資質向上を図るためにスキルアップ講座を定期的を開催しています。

今後は、学校や図書館等との一層の連携を図りながら、地域での読み聞かせなど、子ども読書活動に携わる人々を育てていくことが必要です。

(6) 家庭

子どもの読書習慣は、家庭での親子のふれあいの中で幼い頃から本に親しみ、本を読む楽しさを知ることです。親が本を読んでいる姿が家庭の中にあること、家庭に本があることが本に親しむための第一歩です。

平成25年1月に市内各施設で行った聞き取り調査では、乳幼児健診に来ている母親の多くから「図書館を利用したいが、子どもが騒ぐことが心配で足を運ぶことをためらってしまう。」という意見をいただきました。

また、「子どもに読み聞かせをしたいが、どんな本を選んでいいかわからない。」「おすすめの本のリストが欲しい。」「本の紹介をして欲しい。」という声も多く聞かれました。実際にブックスタート事業では、絵本を1冊選ぶときに図書館職員のアドバイスを参考にする母親も多く見られます。

おはなし会に参加している母親からは「もっといろいろな場所でおはなし会をして欲しい。」という声があり、おはなし会は親子のふれあいの時間を作り、子どもと本の出会いの場の形成の一助になっていることがわかりました。

健康づくり課の「松本市健康づくり計画 健康実態調査報告書（平成22年3月）」によると、「1歳6カ月健診おたずね票」のテレビ・DVD等の視聴時間の項目で、テレビをつけている時間が7時間以上という家庭が全体の20パーセント弱あることがわかりました。しかし、「おたずね票」は問診時に保健師が確認するため、指摘されるのを嫌がる親は少なめに表記する傾向があります。そのため実際には、メディア視聴時間はもっと長いと推測され、テレビをつけっぱなしにしている環境のためにコミュニケーション能力の発達に影響がでていることが報告されています。

このような現状から、家庭における読書環境の充実のためには、親子で利用できる身近な施設や場所において、より気軽に立ち寄れる雰囲気作りに努め、たくさんの本に触れることができる環境整備を行うことが大切です。

さらに、家庭での読み聞かせの楽しさや意義を知る機会を充実させ、本を選ぶためのアドバイスを行うなどの情報の提供・発信が必要です。

2 保育園・幼稚園・学校における子ども読書推進活動

(1) 保育園・幼稚園

本市では、公立の幼稚園3園と保育園43園のすべてで、日々の活動の中で絵本の読み聞かせを積極的に行っています。また園からの絵本の貸出や「園だより」による図書の情報提供などによって、保護者の関心を高めるよう取り組んでいます。

幼稚園教諭・保育士以外にも、図書館職員やボランティアによるおはな

し会や外部講師による講演会なども行っています。

今後は、日常の園での生活、行事やあそびの中に絵本を取入れる工夫をして、絵本の面白さや楽しさを、親子と一緒に実感できるような環境を整えていく取組みが必要です。さらに家庭への働きかけを継続することが必要となっています。

(2) 小・中学校

学校は、児童生徒が生活の多くの時間を過ごすところです。また同世代の子どもたちが集まっていることによって、相互に影響し合える場でもあります。学校及び学校図書館は、読書活動を推進する上で大きな役割を果たします。

全国的に児童生徒の読書離れが課題となっている中、家庭で読書をまったくしない子どもの割合は学年が上がるにつれて高くなる傾向にあります。

本市では、小中学校の読書活動の一環として、すべての小中学校で全校一斉の読書活動を実施しています。また小学校ではすべての学校で読み聞かせが行われています。これらの取組みの結果、学校図書館の児童生徒一人当たりの貸出冊数が大幅に増えました。

学校図書館年間一人当たりの貸出冊数		
	平成13年度	平成23年度
小学校	42冊	77冊
中学校	11冊	22冊

さらに「こどもの読書週間」や読書旬間における行事の実施、本を読むきっかけ作りや様々な分野の本と出会う工夫として友達や先生が本を紹介するコーナーを設けている学校もあります。

蔵書数が文部科学省の「学校図書館図書標準」を満たしている学校は年々増えており、今後も達成率を高める必要があります。

また、児童生徒が調べ学習で情報収集する際などには一度に同じ資料が複数必要になることもあります。学校図書館には、調べ学習に活用できるような最新で正確な情報が載った資料が必要です。今後は公共図書館との連携も図りながら、学習に役立つ資料、子どもの発達に応じた資料の質的な拡充が課題です。

松本市では12学級以上の学校には司書教諭が任命されています。また、すべての小中学校にPTA雇用による学校司書が配置されています。学校司書は、昭和30年前後から配置されており、松本市の子どもの読書

環境づくりに貢献してきました。近年は学校図書館を活用した教育が一層重要視されるようになってきましたので、今後は、学校図書館を運営する上でどのような方法が望ましいか、勤務条件や雇用の形態を含め、学校司書活動の一層の充実に向けた検討をする必要があります。

3 市立図書館における子ども読書推進活動

図書館は、家庭や学校等以外で本と出会い、読書を楽しむことができる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を担っています。

本市の図書館では児童サービスの重要性を認識し、児童書の充実に力を入れています。また、身近な場所に分館を設置し、多くの市民が図書館を利用できることを目的として、計画的な分館整備によりコンピュータシステムと物流システムを利用した11館による図書館ネットワーク網を確立しています。

各分館では児童図書の割合を高めるとともに、子どもと本をつなぐきっかけとなるように、11館すべてに司書を配置し、中央図書館児童室の専任司書を中心に様々な事業を展開してきました。

司書は、児童図書をはじめとする資料の選択・収集・提供、利用者からの読書や本に関する相談への対応、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を担っています。

各図書館では、主に就園前の子どもを対象としたおはなし会を定期的に行っています。中央図書館では毎週開いており、毎回20組ほどの親子が絵本を通して楽しい時間を過ごしています。各分館では、地域のボランティアの皆さんの協力を得て、多彩な企画でのおはなし会の開催に努めています。

定期的なおはなし会を行う以外に、各図書館で季節や行事に合わせた講座・おはなし会、園児や小学生を対象とした図書館見学・利用指導、幼稚園・保育園等へ出かけてのおはなし会、「子ども読書の日」関連事業等を実施しています。

そのほか、各種テーマに応じた本の紹介やリストの配布などによって、読書の楽しさ、大切さを伝えています。また、10カ月健診時のブックスタート事業では、絵本の紹介や読み聞かせのアドバイスをを行っています。さらに、家庭での読書の参考となるように、絵本のリスト「こんにちはえほん」を作成し、絵本と併せて配布しています。

この他、子どもたちがどこでも本が読めるよう、市内の公民館、児童館等の子どもの集まる施設に図書館からの児童図書の団体貸出を積極的に行っています。

今後は、子どもたちの読書の機会や、家庭での読み聞かせや読書が広がっていくような環境づくりをより一層進めるため、子どもの発達段階に応じたきめ細かなサービスの提供と情報発信を行っていくことが課題です。

現在、子どもの読書環境を支える方々への支援として、読み聞かせのスキ

ルアップのための講座の開催、おはなし会用大型絵本や大型紙芝居の貸出を行っています。また各施設の児童書の充実に対する支援のため、児童書の団体貸出を行っていますが、今後は情報発信も含めて、さらに連携を強化していくことが重要です。

4 連携による子ども読書推進活動

- (1) 松本市においては、幼稚園、保育園、児童館、児童センター、学校、図書館、公民館等、多くの場所、施設で子ども読書活動を推進する活動が行われており、継続してそれぞれの施設の充実、整備を図ることが必要です。

また、子どもたちにより良い読書環境を提供するためには、各施設等が日常的に連絡を取り合い、情報を共有するとともに、お互いの特徴を生かしながら相互に補完し合い、共通の目的意識を持って活動できるよう連携していく体制が必要です。

- (2) 各施設、さらに市民グループ等が活動の継続、拡大を図ると同時に、単独ではなく相互に連携を強め、共同事業を実施する等、その活動内容を広く情報発信していくことにより、その効果をより一層高めていくことができます。

また、それぞれの場所や立場で活動する人々が相互交流を深め、その技術やノウハウを共有し、さらに共同して研修事業を強化することにより、子ども読書活動推進のために活動する人材を育て、すそ野を広げていくことが必要です。

- (3) 上記のように、子どもたちにより良い読書環境を提供するためには、各施設、機関、市民グループ等が縦割りではなく、日常的に相互連携を深めて活動していく組織的な体制が必要です。

このため、図書館が中心となって、子供読書活動を連携して推進していくための組織を作るなどの取組みが必要です。



第3章 計画の基本方針

1 基本方針

子どもの生きいきとした自主的な読書活動を進めます。

社会がどのように変化しようとも、子どもたちが自ら考え、行動し、新たな未来を切りひらく、真の「生きる力」の育成が求められています。

読書は、その力を形成する上で必要な知識や教養を身に付け、豊かな心を育てる重要な役割を果たします。

子どもが自ら読書に親しみ、読書の習慣が自然に身に付くよう、子どもの興味・関心を尊重しながら、一人ひとりの生きいきとした自主的な読書活動を進めます。

2 子どもの自主的な読書活動を支える3本の柱

(1) 子どもが読書に親しめる環境をつくります。

家庭、学校、図書館、地域等が、すべての子どもたちが自主的に読書活動に親しめる環境づくりに向けた役割を果たします。

乳幼児期から発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書活動を広げ、読書体験を深め、さらに自らも社会に働きかけるような機会を提供します。

(2) 子ども読書活動を広め、支える人を育てます。

子どもを取り巻く社会全体での読書活動を推進する機運を高めるために、子どもの読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るとともに、子ども読書活動に関わる方々への情報提供や各種研修の機会を拡大、強化し、活動を支える人材を育てます。

(3) 連携のための体制をつくります。

子どもたちが生きいきと読書する環境をさらに整えるため、図書館が中心となって、各施設、機関や、ボランティア等の子ども読書活動を担う人材が相互に情報を共有し、交流を深め、協力、協働して活動を強化していくための連携体制づくりを進めます。

第4章 取組みの展開

1 子どもが読書に親しめる環境づくり

家庭、幼稚園、保育園、学校、児童施設、図書館等がそれぞれの役割を果たし、子どもが進んで読書する環境づくりに向けて社会全体で取り組みます。

子どもの発達に応じ、自発的な読書活動を大切にしながら、進んで読書習慣を身に付けられるよう、子どものライフステージに合わせた読書活動推進に取り組みます。

(1) 環境づくり

場所	取 組 み の 内 容	
家庭	継続	図書館で本を借りる等、家庭内で本にふれる機会を増やします。（テレビやゲームによる読書離れの防止）
幼稚園・保育園	拡大	絵本等の資料を充実し、家庭への貸出を促進していきます。
	拡大	園だよりなどを通じ、保護者への読書に関する情報の提供を拡大していきます。（テレビやゲームによる読書離れの防止）
	継続	子どもたちの個性や発達段階に合わせた絵本・児童書を充実していきます。
学校	拡大	小学校で学級文庫を活用し、各学年に応じた主題の本を集め配置していきます。
	拡大	学級・学年だより、図書館だより等を通じ、小学校とPTAとの連携を一層拡大していきます。 ・学校での読書活動の内容を知らせる。 ・親子読書タイム等、家庭での読書を勧める。
	継続	学校図書館の蔵書について、学年毎の目的に応じ子どもたちの読書への関心を高めるよう継続して充実を図ります。
	継続	学年毎に多様な目的に応じ、子どもたちが読書の広がりや深さを知っていくように、学校図書館全体の運営内容の一層の充実を図るとともに、学校司書の在り方についても、併せて検討します。
児童館等	継続	児童館・児童センター・こどもプラザ等の児童図書コーナーの図書資料を充実します。

図書館	新規	こども用ホームページを充実します。
	新規	図書館だよりを活用し、こども読書活動に関する情報を市民に提供します。
	拡大	図書館から家庭への児童サービスに関する情報（新刊本、おすすめ本等）を積極的に提供し、読み聞かせの楽しさを伝え、家庭での親子読書の拡大を図ります。（テレビやゲームによる読書離れの防止） ・児童室だより発行の継続・拡大 ・「はぐまつ」や育児雑誌等へ情報提供の継続・拡大
	拡大	図書館から各施設へ貸し出す団体図書について、絵本等の児童書の割合を増やします。
	継続	おはなし会を行う市民グループへの支援を継続していきます。
	継続	図書館蔵書における児童書・ヤングアダルト向けの図書を継続して充実します。
	継続	おはなし会用大型絵本を充実します。
	継続	さがしやすく、手に取りやすい図書資料の配置を工夫していきます。
	継続	親子そろって気軽に利用できる環境を整えます。
	継続	公民館図書室・図書コーナーの在り方や活用方法を研究していきます。
域・公民館 団・体・地	継続	多文化共生プラザでは、多文化サービスとして諸言語の絵本を継続して充実していきます。
	継続	

※はぐまつ

「市と市民による協働で、より子育てしやすい松本市に」を趣旨とする市民と行政のコミュニティサイトで、松本の子育てに関する情報を発信しています。

（２） 子どもの発達に応じた読書活動

ア ０歳から６歳

場所	取 組 み の 内 容	
家庭	継続	家庭での絵本等の読み聞かせの機会を増やします。
	継続	児童館、地域、図書館等のおはなし会への参加を拡大します。

保育園 幼稚園	継続	保育での絵本の読み聞かせを継続して実施していきます。
児童館等	継続	児童館で地域ボランティア等による絵本の読み聞かせを継続して実施します。
	継続	こどもプラザでの絵本の読み聞かせを継続して実施します。
保健センター	新規	ブックスタート事業の効果（その後の家庭での絵本の活用の状況）について、1歳6カ月児健診及び3歳児健診の機会を利用して検証し、今後の必要な事業展開に繋げていきます。
	拡大	3歳児健診での読み聞かせ事業の拡大を図っていきます。
	継続	1歳6カ月児健診での保育士による読み聞かせや手遊びをより充実して実施していきます。
図書館	新規	ボランティア、有識者等の意見を反映し、子どもたちの年齢に応じたブックリスト（年齢別おすすめ本）を作成し、ホームページ等を通じ提供していきます。
	継続	手遊び・わらべ歌等を取り入れて、参加する子どもの発達に応じた多様なおはなし会を実施していきます。
	継続	読み聞かせやおはなし会を行う市民グループへの支援を継続していきます。
	継続	10カ月健診時のブックスタート事業を継続していきます。
	継続	乳幼児健診における読み聞かせ等への支援を充実します。
団体・公民館・地域	継続	団体、ボランティアによる各施設、地域でのおはなし会を継続して開催していきます。
	継続	団体、ボランティアによる支援を要する子どもへの読み聞かせ等を継続して実施していきます。
	継続	公民館で、公民館図書室等を活用し、子ども・親子を中心としたおはなし会・学級・講座を継続して開催していきます。

イ 7歳から12歳

場所	取 組 み の 内 容	
小学校	拡大	学級文庫を活用し、各学年に応じた主題の本を集め配置していきます。
	継続	ブックトークや各学年に応じた本の紹介を実施します。

	継続	全校一斉（朝）読書の内容を充実していきます。
	継続	絵本の読み聞かせを継続して実施していきます。
	継続	子どもたちに読書の楽しさや大切さを知ってもらうように読書週間事業の一層の活用を図ります。
	継続	学校図書館を利用した調べ学習の指導を行っていきます。
館 児 等 童	継続	児童館、児童センターの児童書について、学年ごとの関心に応じた多様な児童書の配置に努めます。
図 書 館	新規	図書館を中心に、学校、ボランティア、有識者等の意見を反映し、子どもたちの年齢に応じたブックリスト（年齢別おすすめ本）の作成とホームページ等を通じた提供に取り組みます。
	継続	児童書について、子どもの成長や関心に応じた多様な児童書の配置に努めます。
	継続	図書館での親子図書館探検ツアーを実施していきます。
	継続	子どもたちに、公共図書館を利用した調べ学習の支援を行っていきます。
	継続	小学生を対象にした講座を開催していきます。
域 団 ・ 体 公 民 館 館	継続	団体、ボランティア、公民館による、学校、地域等での子ども、親子を中心とした読み聞かせや学級・講座について、公民館図書室等を活用し、参加年齢に応じた内容に配慮し、一層の充実を図ります。

※ブックトーク

子どもたちや成人の集団を対象に、特定のテーマに関する何冊かの本（一般的には5～7冊程度）を、エピソードや、主な登場人物、著作者の紹介、あらすじも含めて、批評や解説を加えながら、一つの流れができるように順序良く紹介していくものです。

ウ 13歳から18歳

場所	取 組 み の 内 容	
中 学 ・ 高 校	継続	ブックトークや趣味や興味に応じた本の紹介を実施します。
	継続	学校図書館の蔵書について、学年毎の目的に応じて子どもたちの読書への関心を高めるよう継続して充実を図ります。
	継続	学年毎に多様な目的に応じ、子どもたちが読書の広がりや深さを知っていくように、学校図書館運営全体の一層の充実を図ります。

図書館	新規	学校、ボランティア、有識者等の意見を反映し、年齢に応じたブックリスト（年齢別おすすめ本）の作成とホームページ等を通じた提供に取り組みます。
	新規	中・高校生に向けた、利用促進のための情報を発信していきます。（新刊情報の発信等）

2 子ども読書活動を広め、支える人を育てる

幼稚園、保育園、学校をはじめ、各施設、関係団体等で、子ども読書に関わる職員等の研修を一層充実し、スキルアップに努めるとともに、活動をより広め、協力し、支え合い、子ども読書活動を進める人材の拡大につなげるため、下記の項目に重点を置いて取り組みます。

取 組 み の 内 容	
拡大	図書館が各団体、施設等と連携したスキルアップ講座の開催を、より体系的、計画的に継続して実施し、読み聞かせ技術の向上を図り、新たな人材を育てます。
拡大	「松本地域子ども文庫・おはなしの会連絡会」等による読み聞かせやおはなし祭りの取組みを、図書館等が支援して一層の充実、啓発を図ることにより、参加者を増やし、人材の拡大に繋がります。
拡大	公民館、地域での親子を対象とした読み聞かせ学級、講座を開催し、家庭での読書の機会を増やすよう促します。
継続	公民館、地域での育成講座の開催により、読書に関わるボランティア拡大を図ります。
継続	児童館、児童センターで読書の楽しさや大切さを地域内の家庭に啓発する取組み（絵本等講座の開催、読書週間の設定等）を行います。



3 連携のための体制づくり

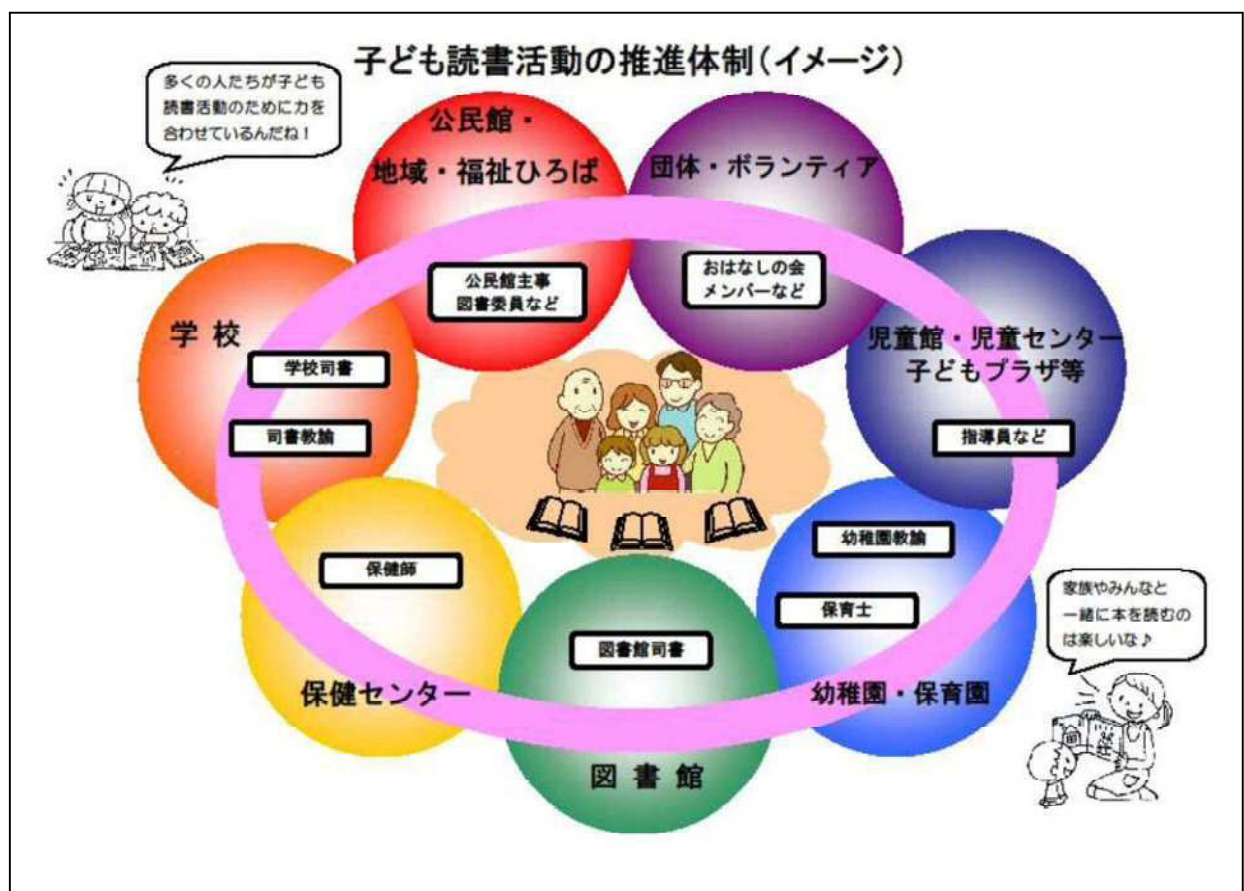
各施設・団体・地域等、それぞれの場所で活動する人々が、日常的な交流を深め、協力して高め合いながら子ども読書活動を推進するため、下記の項目に重点を置いて取り組みます。

	取 組 み の 内 容	
	新規	(仮称) 子ども読書活動推進委員会を設置します。
連 携	新規	委員会は、図書館、公民館、書店等を含めた組織作りを行い、市内で利用できる絵本マップを作成していきます。
	新規	委員会は、図書館のおすすめ本セットを用意し、各施設等へ貸し出します。
	新規	図書館は、学校の読書活動を応援するためのメニューリストの作成に取り組みます。
	新規	図書館は、各高校の図書委員との交流、連携を図ります。
	拡大	図書館と学校司書・司書教諭との定期的な情報交換を行う場を設けるなど、相互の交流を強化していきます。
	拡大	図書館は、学校司書と連携し、調べ学習支援のため、学校カードを利用した貸出や団体貸出を行います。
	拡大	図書館は、学校、ボランティア、有識者等の意見を反映させ、子どもの発達段階に応じたブックリストを作成し、各施設・校等に提供します。
	拡大	図書館は、各施設向けおはなし会を実施していきます。
	拡大	幼稚園・保育園・小中学校は、図書館のリサイクル本の活用を図ります。
	拡大	図書館は、ボランティアと連携し、支援を要する子どもたちへの対面朗読サービスなどを実施する、学校等への出張サービスを拡大します。
	継続	各施設は、子どもと読書を結び付ける講座や講演会等を実施していきます。
	継続	幼稚園・保育園では、ボランティア、図書館等からの読み聞かせ受入れを継続します。
	継続	小学校は、団体、ボランティア、地域、図書館等からの読み聞かせの受入れを継続します。
	継続	図書館は、小中高校の職場体験を受け入れ、実施していきます。
	継続	図書館は、幼稚園・保育園・小学校の図書館見学、図書館の利用案内等の受入れを実施していきます。

	継続	公民館と図書視聴覚委員会とが協働で、地域での読み聞かせ会やおはなし会への支援を継続していきます。
	継続	図書館は、 <u>こまくさ図書室</u> へ資料提供して連携を図ります。

※こまくさ図書室

信州大学病院患者図書室（愛称「こまくさ図書室」）は、松本市図書館の分館機能を持つ図書室として、貸出、返却、予約資料の受渡し等を行っています。



第5章 計画の推進に向けて

1 啓発・広報の充実

本計画に掲げられた各種取組みに沿って、子どもたちがいつでも必要な本や情報を手にすることができる環境を整備するためには、家庭・地域・学校、施設等で子どもの読書活動に関わる人々をはじめ、できるだけ多く保護者など社会全体に計画の趣旨や内容を知ってもらうことが重要です。そのために本計画の概要や、子どもの本や読書活動に関する情報を、広報紙誌やインターネットなど様々な方法で発信していきます。

(1) 各種情報の提供

図書館等のホームページに、子ども読書活動推進計画（本編及び概要版）や子ども読書活動の実態や関連情報などを掲載するとともに、関係機関・団体等のホームページとリンクし、広く情報提供を行います。

本計画を多くの市民（親子など）に知ってもらうため、見やすく、わかりやすい概要版を作成し、図書館をはじめとする関係機関、施設、関係者に幅広く配布し、子ども読書活動に対する理解を広めます。

(2) 子ども読書の日、各種行事等における広報

広く子どもの読書活動について関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的として、毎年4月23日が「子ども読書の日」として定められています。また、この日から、5月12日までの約3週間が「こどもの読書週間」であるため、様々なイベント等を開催し、啓発・広報を推進します。

それ以外にも、各施設等で開催する各種行事に際しては、本計画の趣旨に沿って子ども読書活動の推進に対する理解を広めるための啓発・広報を推進します。

2 計画の遂行に向けた組織体制

すべての子どもたちが自主的に読書を進めるための環境の整備やそれを推進する人づくりを実行していくためには、各施設、機関等の連携、協働が必要です。家庭・地域・学校、図書館、児童施設、子どもの読書活動に関わるボランティア、民間団体などの代表者が参加する本計画の推進組織として（仮称）「子ども読書活動推進委員会」を設置します。

計画策定後、計画に基づいた各取組みを実行し検証していくための常設組織として定期的に会議を開催し、現状の把握と課題の解決に取り組みます。

子どもと本をつなぐまち
学都松本子ども読書活動推進計画

平成 25 年 10 月

発行 松本市教育委員会
松本市大手 3 丁目 8 番 13 号
電話 0263-32-0099

編集 松本市中央図書館